

中間貯蔵施設の整備

事項要求（14,645百万円）

水・大気環境局 中間貯蔵施設担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じており、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成23年8月に放射性物質汚染対処特措法が議員立法により可決・成立し、公布された。また、平成23年10月に示された「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」において、「今後、除染等に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等、及び一定程度以上に汚染されている指定廃棄物等（以下、大量除去土壌等という）については、その量が膨大であって、最終処分の方法について現時点で明らかにしがたいことから、これを一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための施設を、中間貯蔵施設と位置づけ、その確保・運用を行う。その配置については、（中略）具体的には、大量除去土壌等が発生すると見込まれる福島県にのみ設置する。」とされている。

そこで、地元の理解を求めつつ、中間貯蔵施設の建設等を進めることを目的として本事業を行う。

2. 事業計画（業務内容）

- （1）中間貯蔵施設の建設
- （2）施設の建設に必要なとなる用地の取得等

3. 施策の効果

地元の理解を求めつつ、中間貯蔵施設の整備を着実に実施することで、福島県内の除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、福島県の復興に資する。

中間貯蔵施設の整備

事項要求(14, 645百万円)

背景・整備スケジュール

- 除染等に伴って、放射性物質を含む土壌や廃棄物が大量に発生する。
- 福島県内では、放射性物質を含む土壌や廃棄物の量が膨大となるため、現時点で最終処分する方法を明らかにすることは困難。



このため、放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設について、平成27年1月を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う。

平成26年度事業計画

- (1) 中間貯蔵施設の建設
- (2) 施設の建設に必要な用地の取得等

施策の効果

地元の理解を求めつつ、中間貯蔵施設の整備を着実に実施することで、福島県内の除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、福島県の復興に資する。